

文書による指摘事項及び改善状況（令和4年度）

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 星団会	令和4年11月9日	<p>1 法人運営 文書指摘事項なし。</p> <p>2 会計・経理</p> <p>(1) 科目一覧について（経理規程第10条） 経理規程第10条により、計算書類に使用される勘定科目は経理規程別表1で定めると規定されているところ、勘定科目が適切に定められていなかった。現在計算書類において使用されている勘定科目について、大区分、中区分、小区分及び勘定科目の説明を記載した経理規程別表1を作成する必要がある。また、新たな会計事実の発生に伴う勘定科目の新設など、計算書類の勘定科目を変更する際には、必ず経理規程別表1の変更手続きも併せて行うことに留意していただきたい。</p> <p>(2) 計算書類の作成について（経理規程第4条） 拠点区分別の貸借対照表、資金収支計算書並びに事業活動計算書が作成されていなかった。計算書類の中には、必ず作成しなければならないものと、事業区分の数や拠点区分の数によって省略可能なものが存在するが、当法人としてどの書類を作成する必要があるかということの理解が不十分であること要因であったと考える。 社会福祉法人会計基準を再度確認したうえで、作成する計算書類を経理規程第4条において定める必要がある。</p> <p>(3) 予算について 資金収支計算書を確認したところ、予算に軽微な範囲とはいえない乖離</p>	<p>2</p> <p>(1) 改善中</p> <p>(2) 改善中</p> <p>(3) 改善中</p>

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
		<p>が見受けられたが、補正予算が編成されていなかった。</p> <p>社会福祉法人における予算は、法人管理体制のチェック機能として重要な役割を担っており、この制度の形骸化を防ぐためにも当初予算から乖離が生じる場合には、補正予算を編成し、理事会の承認を得る必要があると考える。</p> <p>(4) 附属明細書について</p> <p>①補助金事業等収益明細書（別紙3（③）） 事業活動明細書を確認したところ、補助金事業収益が計上されていたが、補助金事業等収益明細書が作成されていなかった。</p> <p>②積立金・積立資産明細書（別紙3（⑫）） 貸借対照表を確認したところ、「保育所施設・設備整備積立金」が計上されていたが、積立金・積立資産明細書が作成されていなかった。また、経理規程第3条3項において、法人が作成する附属明細書として、積立金・積立資産明細書が規定されていなかった。</p> <p>(5) 財産目録について 財産目録を確認したところ、勘定科目と金額のみ記載されており、「場所・物量等」、「取得年度」、「使用目的」などの項目が記載されていなかった。また、「取得価額」及び「減価償却累計額」についても誤った金額が記載されていた。再度様式（記載上の留意事項）を確認の上、様式に従った財産目録を作成していただきたい。</p> <p>(6) 会計処理について</p> <p>①減価償却費の計上の誤りについて 期中において計上された概算減価償却費の決算時における戻入仕訳に</p>	<p>(4) 改善中</p> <p>(5) 改善中</p> <p>(6) 改善中</p>

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
		<p>ついて、本来ならば逆仕訳を行うところ、借方貸方ともに「減価償却累計額」の勘定科目で仕訳されていた。これにより、減価償却費が二重に近い金額が計上されており、また減価償却費の仕訳の処理方法として直接控除法を採用しているにもかかわらず、貸借対照表上で減価償却累計額が表示されたままとなっていた。さらに前年度についても同様の処理がなされていた。</p> <p>②積立金及び積立資産について</p> <p>本年度において「保育所施設・設備整備積立金」が積み立っていたが、この積立金に対応する積立資産が積み立てられていなかった。</p> <p>「積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。」（会計基準局長通知 19）とされており積立金を積み立てる際には、その積立用の口座等に入金した際に積立資産として計上する必要がある。</p> <p>また、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の 30%以下の保有とすることとされている（保育所経理等通知 3（2））が、積立資産が計上されていないため当期末支払資金残高が委託費収入の 30%を超える状況にある。さらに、理事会議事録を確認したところ、積立金を積み立てる際に理事会の承認がとられた形跡が確認できなかった。</p> <p>(7) 賞与引当金について</p> <p>法人は、職員に対し毎年賞与が支給されているものの、賞与引当金が計</p>	<p>(7) 改善中</p>

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
		<p>上されていなかった。</p> <p>運用上の取扱通知 18 に基づき、将来の特定の費用であって、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる金額で、職員に対して賞与を支給する場合には、翌年度に支給する職員賞与のうち、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込み額を賞与引当金として計上する必要がある。</p> <p>(8) 注記について</p> <p>①重要な会計方針 「該当なし」と記載されていたが、固定資産の減価償却の方法などを記載する必要がある。</p> <p>②法人で採用する退職給付制度 「該当なし」と記載されていたが、当法人は中小企業退職金共済に加入しており、中小企業退職金共済に加入している旨の記載が必要である。</p> <p>③法人で作成する計算書類と計算書類と拠点区分、サービス区分 「該当なし」と記載されていたが、省略することはできず、経理規程に定めた事業区分、拠点区分及びサービス区分をもとに記載する必要がある。</p> <p>④有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 「建物（基本財産）」について、取得価額、減価償却累計額及び当期末残高が計算書類と一致していなかった。</p>	(8) 改善中